

東京都

リフォーム10(テン)

# 住宅リフォーム事業者 行動基準

東京都では、東京都地域住宅生産者協議会\*と協議を重ね、地域の工務店等のリフォーム事業者が守ることが望ましい基準として、「住宅リフォーム事業者行動基準(リフォーム10)」を策定しました。(H19. 9月)

※東京都地域住宅生産者協議会＝中小の住宅生産者等住宅生産に係る18団体で設立。(H14)



**あんしんリフォームで、住宅を長く大切に！**

行動基準の本文(解説・標準書式付)は、  
東京都の **HP** からダウンロードできます。

([https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/juutaku\\_seisaku/reform10.htm](https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/juutaku_seisaku/reform10.htm))

<お問合せ>

東京都住宅政策本部住宅企画部民間住宅課

**TEL.03-5320-4936**

住宅のリフォームは、地域密着で事業活動を営んでいる中小住宅生産者の役割が重要です。

## 行動基準（リフォーム10）10の項目

1. 問合せに対する迅速かつ適切な対応と情報の開示
2. 具体的に記載した見積書の提出
3. 書面による工事請負契約
4. 元請事業者の責任による工事・管理
5. 工程表の提出
6. 工事打合せ記録書の作成及び工事写真撮影の実施
7. 工事完了確認書の提出
8. アフターサービスの実施
9. 標準書式により関係書類を整備
10. トラブル等への責任ある対応